

## 特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示

平成三十年十一月二十六日 原子力規制委員会告示第十一号

- 1 特定放射性同位元素防護管理者定期講習は、次の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素防護管理者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

| 特定放射性同位元素防護管理者定期講習の課目                     | 時間数   |
|---|-------|
| 一 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に関する課目 | 三十分以上 |
| 二 放射性同位元素の取扱いに関する課目                       | 一時間以上 |
| 三 特定放射性同位元素の防護に関する課目                      | 一時間以上 |

- 2 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条の七第四項ただし書の規定に基づき前項の表第一号若しくは第二号又はその双方に掲げる課目を省略した場合における特定放射性同位元素防護管理者定期講習の総時間数は、前項の規定にかかわらず、省略した課目以外の課目の時間数（当該課目が二以上ある場合は、その合計時間数）とする。